

第5章

人材の育成

教育環境の整備

地域間交流の機会充実と国際交流の推進

生涯スポーツ活動の推進

生涯学習の推進

芸術・文化・伝統の保護・継承

第5章

人材の育成

1 教育環境の整備

●現状と課題

今、学校には一人ひとりの子どもが、国際化、情報化、少子化が急速に進む社会をたくましく生きぬき、有意義な人生を送るとともに郷土や日本を支え、世界に羽ばたく人材となれるように土台づくりをすることが求められています。

そのため、「思いやりの心を育てる」「心と体を鍛える」「基礎学力の向上を図る」「教師の力量を高める」ことを目指して、教育環境の整備、ふるさと教育の推進、徳育・生徒指導の充実、学習指導の充実、教職員研修の充実が求められています。

1 幼児教育

少子化の進行や女性の社会進出の拡大など、幼児を取り巻く環境は大きく変化しており、就学前の幼児教育に対する市民の期待は高くなってきています。

本市では幼稚園等の振興を図りながら、社会の動向に対応した教育環境の改善を図る必要があります。

2 義務教育

本市学校教育においては、「強くたくましい心と体に支えられ、知性と品性を兼ね備えた21世紀を生きる子どもを育成する」ことを目標に掲げています。社会の変化に対し、主体的に対応できる力の基盤となる「豊かな人間力」を知の側面からとらえた「確かな学力」の育成には、これまで推し進めてきた「基礎学力の向上」対策と「個を伸ばす教育」の充実をもって当たり、身に付けた知識をもとに多様な考え方ができる力を子どもにつける必要があります。また、徳の側面からは、地元の自然や人々とかかわる「ふるさと教育」や「道徳教育」で豊かな情操と道徳心を培っていく必要があります。さらに心身の側面からは、子どもが困難にもくじけない強い心と体をつくるためにも「楽しい学校」「住みよい学級」づくりや体験活動、安心して切磋琢磨し合える学校の教育環境の確保と整備をする必要があります。加えて、子どもや教職員が情報化に対応できるようにIT教育環境の充実を図る必要もあります。

●基本施策

1 幼児教育

幼稚園、保育園、小学校の連携を密にしながら、幼児教育の向上に努めます。

2 義務教育

(1) 基礎学力の向上

- ① 「確かな学力」を育むために、諸調査結果等を生かして指導方法の工夫・改善を図ります。
- ② 国際教養大学をはじめ県内の研究機関等と連携しつつ、子どもに学ぶ楽しさや成就感を味わわせ、個を伸ばす指導の充実に努めます。
- ③ 子どもに望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けさせるために家庭との協力・連携に努め、主体的に学習する態度を育成することに努めます。
- ④ 学力向上に向けた課題解決のために研究体制を整備するとともに、小・中学校が連携して9年間の義務教育を見通した共同研究と指導体制づくりの推進に努めます。
- ⑤ 国、県、市等主催の各種研修への参加を進め、教員の資質、指導能力の向上を図ります。
- ⑥ 教育研究所の機能を生かして、教育資料の収集・作成を行うとともに、相談活動や研究・研修の場として整備します。

(2) 教育環境の確保

- ① 郷土のよさに気付く体験活動のために、地域の人たちが協力しやすい体制の強化に努めます。
- ② あらゆる機会をとらえて、人間尊重、生命尊重、男女平等の教育を行うなど、人間愛の大切さを体得させることに努めます。また、交通安全指導の徹底を図ることはもとより、自ら危険を予測・回避し、望ましい行動ができる教育を推進します。
- ③ 人間としての生き方を探求することの大切さと厳しさを体験させ、社会性や自立心などを培い、働く喜びを体得させるとともに、働くことの意義を理解させることに努めます。
- ④ 心身の健康教育と、地産地消を取り入れた学校給食の提供と望ましい食習慣の指導をはじめ食育教育の充実に努めます。また、疾病予防に関する指導を徹底するとともに、健康診断・健康相談を実施します。
- ⑤ 不登校や心の悩みに、教職員が相談者として応ずることはもとより、教育研究所相談員や関係機関職員等が助言や支援を行い、諸問題に対し、迅速かつ適切な対応を図ります。
- ⑥ 少子化による複式学級解消に努め、子どもが切磋琢磨しながら主体的に活動できる学校規模・通学区の適正化に努めるとともに、学校選択に柔軟に対応します。
- ⑦ 図書館、公民館等との協力・連携を図り、研究・研修・学習活動の充実に努めます。

(3) 特色ある教育活動の推進

- ① 特色ある学校の創造を目指した教育課程の編成・実践を図ります。
- ② 地域に関心をもち、理解を深め、郷土のよさを見つめ直して発信できる子どもを育成します。
- ③ 体験的な活動や奉仕活動に子どもが参加できるようにし、連帯感、奉仕の精神、感謝や思いやりの心の醸成に努めます。
- ④ 実感的で、総合的な教育活動であるふるさと教育等の展開を通して、互いの立場や考えを尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成し、生活、文化等の異なる人々とも積極的に交流しながら、共生できる資質を培うことに努めます。
- ⑤ 国際教養大学の留学生等との交流活動を充実させ、国際感覚を身に付けた人材の育成に努めます。
- ⑥ 幼稚園・保育園・小学校との連携や小学校・中学校・高等学校との連携を推進し、校種間の接続をスムーズにして、子どもの自己実現を図れるように努めます。

(4) 学校施設・設備の利用と整備

- ① 校舎等施設の耐震化を推進し、安心して学習できる教育環境の確保に努めます。
- ② 校地等の整備を推進し、安全で衛生的な学習環境の確保に努めます。
- ③ コンピュータ等の教育環境の整備を推進し、情報化や国際化に対応する情報活用能力を育成します。

(5) 特別支援教育の充実

- ① 特別支援学級においては、児童生徒の障がいや発達の状態に応じて、教育計画や指導方法の改善に努め、全教職員がかかわっていけるよう特別支援教育の組織を設置し充実を図ります。
- ② 特別に支援を要する児童生徒への理解を深め、保護者や関係機関との連携を密にし、児童生徒の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。
- ③ 教師の力量を高める研修の充実を図ります。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
小中学校耐震診断事業	市	
小中学校校舎耐震補強等事業	市	
中学校屋内運動場改築事業	市	
中学校グラウンド等整備事業	市	
小学校パソコン整備事業	市	9校

2 地域間交流の機会充実と国際交流の推進

●現状と課題

少子高齢化社会の進行により、地域活性化を図るうえで、地域間交流は不可欠なものとなっています。このため、積極的な他自治体との交流などにより他地域の人たちとの交流活動を充実させ、ふれあいの中から思いやりの気持ちや感性豊かな心の育成、地域の連帯感の醸成を図る必要があります。

また、国際化の進展が著しいなかで、国際交流については、民間交流団体との連携により姉妹都市交流などを推進するとともに、国際理解を深めるため国際教養大学の留学生との交流など国際交流を推進することにより、市民の国際化への意識の高揚を図り、国際性豊かな人材育成を図る必要があります。

●基本施策

1 地域間交流の機会充実

春日井市などの他地域との地域間交流の充実を図ります。

2 国際交流の推進

姉妹都市であるアメリカ合衆国・リビングストン市との交流を図ることにより、市民の国際化への意識を高めるとともに、芸術・文化・スポーツ活動等における市民レベルでの国際交流を推進し、国際交流団体等の活動支援に努めます。

3 国際理解の推進と人材の育成

(1) 国際交流に関する連携プログラム・外国語指導助手の招へい

- ① 国際教養大学の留学生との交流を通して、国際感覚を身に付けるとともにふるさと男鹿のよさにも気付ける児童生徒の育成に努めます。
- ② 外国人英語指導助手(A L T)を招へいし、市内各小・中学校に派遣します。外国の文化を知り、英語に親しむ体験をさせることで、語学習得の意欲を増進させ、国際的視野を広げられるようにします。

(2) 外国語講座の充実

外国文化の相互理解を深めるため、外国語講座の充実に努めます。

(3) 「日本語教室」の開催

市内外国人登録者を対象に「日本語教室」を開催し、日本語のほか伝統文化などについて学習機会の充実を図ります。

(4) 国際化の基盤づくり

外国語を表記した案内、表示板等の整備を図るとともに、国際交流団体やボランティアを育成するなど、外国人を受け入れ、交流するための基盤づくりに努めます。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
男鹿・春日井市児童交流学習事業	市	
国際交流に関する連携プログラム	市	
外国語指導助手招致事業	市	

3 生涯スポーツ活動の推進

●現状と課題

生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送るため、スポーツの果たす役割は極めて大きく、その重要性がますます大きなものとなっています。

本市ではこれまで、体育協会をはじめ各競技団体や地区公民館との連携によりスポーツ活動は活発に行われていますが、今後もすべての市民が年齢や体力に応じて気軽にスポーツ活動が行えるよう、指導者の育成を図るとともに、既存運動施設の整備・保全に努める必要があります。また、これまで実施してきた各種スポーツに加え、新たな競技会等の誘致に努めるとともに、市民スポーツの普及、競技スポーツの向上を図る必要があります。

●基本施策

1 スポーツ活動の普及推進

- (1) 市民が日常生活のなかで気軽にスポーツを楽しみながら、健康づくりや体力の保持増進を図るため、各種スポーツ大会やスポーツ教室の充実に努めます。
- (2) 総合体育館や若美総合体育館等の施設を利用したニュースポーツ（技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたスポーツ）の普及に努めます。
- (3) 男鹿駅伝競走大会、日本海メロンマラソン等を通してスポーツの振興を図ります。
- (4) スポーツカレンダー等の情報提供により、スポーツに対する理解と関心を深め、市民が自発的に参加できる環境づくりに努めます。
- (5) スポーツ合宿を招致し、地域との交流を深め、子どもたちにスポーツに参加する機会を与えると同時に、スポーツ団体の競技力の向上やスポーツ振興に努めます。

2 スポーツ団体の育成と指導体制の強化

- (1) 各種団体主催の大会を支援するとともに、スポーツ団体の育成、強化を図ります。
- (2) 多種多様化する市民のスポーツ活動に的確に応え、幼児から高齢者まで気軽に楽しめるスポーツ活動推進のため、体育指導員やスポーツ指導者等の各種研修会を実施し、資質の向上に努めます。

3 スポーツ施設の整備・保全

スポーツ施設の整備を図るとともに、良好な施設の保全に努めます。

4 施設の有効利活用

- (1) 施設を有効に活用するため、各種大会の招致、トレーナーの育成、各種スポーツ教室の開催に努めます。
- (2) 総合体育館や若美総合体育館等を活用したイベントの誘致に努めます。

5 スポーツ施設の指定管理者制度への移行

利用者の利便性を図るとともに、より一層効果的、効率的な施設の管理運営を行うため、体育施設を指定管理者制度へ移行します。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
男鹿駅伝競走大会	市・民間	
日本海メロンマラソン	市・民間	
若美中央公園球場改修事業	市	内野、観覧席ベンチ、フェンス等改修
B & G 海洋センタープール上屋膜体改修事業	市	上屋シート全面改修
全国高校総体（インターハイ）開催事業	県・市	サッカー競技

4 生涯学習の推進

●現状と課題

今日の変化の激しい社会にあって、新たな知識の習得や心の豊かさ、生きがいのための学習など、市民の生涯学習に対する要望が高まっています。このことから、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学びあえる社会の形成と、学んだことが適切に評価され、学習成果が社会還元されるような生涯学習社会の実現が求められています。

近年、核家族化や過疎化が進み、人間関係が希薄になり孤立する家族が増えつつあり、親の子どもに対する過保護、過干渉、放任等により家庭の教育力の低下が懸念されています。また、いじめ、暴力行為、ひきこもり、凶悪犯罪の増加など、青少年をとりまく様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっています。

このため、家庭、学校、地域が連携し、安全・安心な子育ての支援体制の充実を図るとともに青少年の豊かな人間性や社会性、地域の教育力向上が急務となっております。

成人期は、学習ニーズの多様化が進む中、社会的・経済的に社会の中核を担う多忙な世代であることから、生涯学習への参加が必ずしも十分とは言えないのが現状です。このため、高齢化社会が進む中で、中・高年期の生きがい探しと自己実践、社会参画にどう対応するかが課題となっています。

●基本施策

1 生涯学習推進体制の充実

人材の発掘や育成に努め、その活用できる場の提供を図ります。また、学んだことが適切に評価され、学習成果が社会還元される生涯学習社会の実現をめざします。

2 学習機会の拡充

生涯各時期の学習機会の拡充を図ります。

(1) 家庭教育

乳幼児を持つ親、祖父母を対象とした家庭教育講座や親子のふれあい講座の開催、また、中学生や高校生などの未来の親を含むあらゆる世代に対しての学習機会の提供、父親の積極的な家庭教育への参加を推進して、不安や悩みを解消するなど、子育て教育の支援体制の充実を図り家庭教育力の向上に努めます。

(2) 青少年教育

① 自然・社会体験、読書活動の充実

地域の教育力を活性化させるため、家庭・学校・地域の連携を密にし、週末や放課後を活用した放課後子ども教室の充実に努め、自然体験や社会体験、読み聞かせなど多様な活動の展開を図ります。

② 地域行事への参画意識の高揚

郷土伝統行事や地域行事などに参加できる交流の場づくりの拡充に努め、青少年が地域づくり、まちづくりに主体的に参画できるよう支援します。

③ ボランティア活動の推進

青少年が豊かな人間性や社会性を培っていくために、その成長段階に応じて様々な奉仕活動や体験活動に取り組むことにより青少年の連帯性やコミュニケーション能力、自立心の向上を図ることができるよう支援します。

(3) 成人教育

① 学習機会の充実

各公民館での既存講座を見直し、自主的学習グループの形成や地域的学習活動の促進を図ります。また、現代社会に対応できる教養や技能向上を目指した学習機会の開発と充実に努め、市民の学習意欲の高揚を図ります。

② 企業教育との連携

働く成人の学習機会の拡大を図るため、企業関係者と連携し、企業内学級や講座の開設を促進し、学習成果の地域還元を図ります。

③ 民間指導者・生涯学習奨励員の活用

多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、経験豊富な民間指導者や生涯学習奨励員と連携し、生涯学び続けるための学習意欲の高揚を図ります。

(4) 高齢者教育

① 世代間の交流促進

高齢者の豊かな人生経験や知識及び技能を有効に活用し、技能や伝承文化の継承に向けた後継者の育成など、異世代との交流を深めながら生きがいを求める社会参加の場の機会拡充を図ります。

② 学習機会の提供

高齢者の学習ニーズを的確に把握し、趣味、教養、健康づくりなど高齢者教室の拡充を推進します。また、教育、福祉、地域づくり等に関するボランティア活動の促進や人材活用の強化、世代間交流、レクリエーションや体力づくりへの参加など生きがいにつながる学習機会の提供を図ります。

3 学習環境の整備

生涯学習活動の拠点となる公民館、図書館、文化会館など社会教育施設の整備・保全に努めます。また、市民だれもが学習に必要な資料や情報を提供できるような公民館だよりの充実や市の広報の活用、インターネットの利活用など情報環境の整備を図ります。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
家庭教育相談支援事業	市	
放課後子ども教室推進事業	市	
読書活動推進事業	市	
地区公民館等維持管理事業	市	
市立図書館改築事業	市	



5 芸術・文化・伝統の保護・継承

●現状と課題

市内には脇本城跡など数多くの指定文化財を有し、その保護・継承と活用に努めています。文化遺産や歴史的環境は、市民共有の財産であるとともに、新しい文化の創造や個性あるまちづくりの基盤をなすものであり、保護・継承を図る必要があります。また、教養や趣味のための芸術文化活動も各種団体やグループ等により広く実践されています。その活動推進のため、芸術文化団体の活性化が図られるよう努めるとともに、芸術文化意識の向上のため、発表や鑑賞機会の充実を図る必要があります。

●基本施策

1 芸術・文化の振興

(1) 芸術文化活動の奨励

市民文化祭などの充実に努め、市民の芸術文化の高揚を図るとともに、公民館の講座など各種教室を通じて創作活動を推進します。

(2) 芸術文化団体の育成

芸術文化団体を活性化するため、芸術、文化団体に対し情報提供や指導援助を行い、活動の推進と育成を図ります。

(3) 芸術文化鑑賞機会の充実

市民文化会館自主事業による舞台公演、音楽会などを開催し、芸術、文化の鑑賞機会の充実に努めます。

2 文化施設の指定管理者制度への移行

利用者の利便性を図るとともに、より一層効果的、効率的な施設の管理運営を行うため、市民文化会館並びに市民ふれあいプラザを指定管理者制度へ移行します。

3 文化財の保護・継承

(1) 文化財保護意識の高揚

文化財に対する意識の高揚を図るため、歴史民俗資料の収集、展示や案内板の設置、文化財調査報告書を刊行します。

(2) 伝統行事の継承

市内に継承されている民俗伝統行事の継承を図るため、保存団体への支援や後継者育成を推進します。

(3) 史跡の調査・整備の充実

脇本城跡などの学術調査や整備を進め、歴史学習の環境整備を進めます。

(4) 収蔵施設の整備

市内の文化財や先人の貴重な資料等を収蔵、展示する施設の整備を図ります。

(5) ジオパーク構想の推進

日本ジオパーク認定、更には世界ジオパーク認定を目指し、地質遺産の保護・保全に努めるとともに、自然観察路の整備、ガイドの養成及びジオサイトの観光資源としての活用により地域振興を図ります。また、学校教育を通じたジオパークの普及に努めます。



表 国・県・市の指定・登録文化財

【国指定】

指 定	名 称	種 別	所 在 地
大正11年10月	つばき自生北限地帯	天然記念物（植物）	椿字家の後
昭和40年6月	男鹿のまるきぶね	重要有形民俗文化財（民俗資料）	船川字海岸通り
昭和42年6月	赤神神社五社堂（中央堂）内厨子	重要文化財（建造物）	本山門前
昭和53年5月	男鹿のナマハゲ	重要無形民俗文化財（風俗慣習）	男鹿市全域
昭和61年1月	東湖八坂神社祭の トゥニン（統人）行事	重要無形民俗文化財（風俗慣習）	船越・潟上市天王
平成2年3月	赤神神社五社堂	重要文化財（建造物）	本山門前
平成16年9月	脇本城跡	史跡（城跡）	脇本字七沢他
平成19年7月	男鹿目潟火山群 一ノ目潟	天然記念物（地質鉱物）	西水口

【県指定】

指 定	名 称	種 別	所 在 地
昭和27年11月	木造十一面観音菩薩立像	有形文化財（彫刻）	本山門前
昭和27年11月	木造聖観音菩薩立像	有形文化財（彫刻）	本山門前
昭和27年11月	石造狛犬	有形文化財（彫刻）	本山門前
昭和28年10月	木造薬師如来座像	有形文化財（彫刻）	真山
昭和29年3月	榧（かや）	記念物（植物）	真山
昭和29年3月	鈴木重孝自筆本 絹篩	有形文化財（古文書）	船越
昭和30年1月	黄瀬戸小皿	有形文化財（工芸品）	船越
昭和30年1月	絹本着色 金剛・胎蔵両界曼荼羅	有形文化財（絵画）	本山門前
昭和38年2月	増川八幡神社内陣木造宮殿	有形文化財（建造物）	増川
昭和39年4月	木造薬師如来寄木漆箔座像	有形文化財（彫刻）	本山門前
昭和42年9月	アオサギ群生地	記念物（動物）	滝川字滝川沢 男鹿山国国有林
昭和49年10月	木造薬師如来座像	有形文化財（彫刻）	増川
昭和53年2月	絹本着色 弘法大師像	有形文化財（絵画）	本山門前
昭和61年3月	小谷地遺跡出土品	有形文化財（考古資料）	（市教委）
昭和62年3月	宝篋印塔	有形文化財（建造物）	椿
昭和62年7月	真山の万体仏	民俗文化財（民俗資料）	真山
平成3年3月	男鹿のコウモリ生息地	記念物（動物）	小浜字芦ノ倉
平成8年3月	福米沢送り盆行事	民俗文化財（風俗慣習）	福米沢
平成19年3月	木造十一面観音菩薩立像	有形文化財（彫刻）	本山門前
平成22年3月	男鹿目潟火山群 三ノ目潟	記念物（地質鉱物）	塩浜他

【市指定】

指 定	名 称	種 別	所 在 地
昭和49年 6月	お吉例之図	有形文化財（絵画）	船越
昭和49年 6月	五輪塔群	有形文化財（歴史資料）	北浦
昭和51年 7月	板碑（康永紀年）	有形文化財（歴史資料）	山町
昭和51年 7月	板碑（貞和2年）	有形文化財（歴史資料）	浦田
昭和53年 7月	渡部家正門・村法碑	記念物（その他の遺跡）	払戸
昭和55年10月	神明社本殿	有形文化財（彫刻）	払戸
昭和58年 2月	石仏龕	有形文化財（考古資料）	加茂青砂
平成 5年 1月	真山神社五社殿	有形文化財（建造物）	真山
平成 5年 1月	丸木舟	民俗文化財（民俗資料）	真山
平成 5年 1月	赤神社五社堂境内地	記念物（その他の遺跡）	本山門前
平成 6年 4月	大畑台遺跡出土品	有形文化財（考古資料）	（市教委）
平成 6年 4月	北浦の鹿島祭り	民俗文化財（風俗慣習）	北浦
平成 7年 2月	男鹿嶋の図	有形文化財（歴史資料）	（市教委）
平成 7年 2月	双六のウミネコ繁殖地	記念物（動物）	双六
平成 8年 3月	戸賀八幡神社本殿	有形文化財（建造物）	戸賀
平成 8年 3月	絹本着色 漢の武帝に桃を捧げる図	有形文化財（絵画）	本山門前
平成 8年 3月	脇本の山んど	民俗文化財（風俗慣習）	脇本
平成 9年 4月	赤神山本山縁起・赤神大権現縁起	有形文化財（歴史資料）	本山門前
平成 9年 4月	真山神社の御神輿	民俗文化財（民俗資料）	真山
平成 9年 4月	天神様の細葉の椿	記念物（植物）	脇本
平成10年 3月	近藤武兵衛顕彰碑	有形文化財（歴史資料）	金川
平成10年 3月	板碑（観応2年）	有形文化財（歴史資料）	山町
平成10年 3月	板碑（永和4年）	有形文化財（歴史資料）	野村
平成11年 2月	亜米利加国人上陸絵巻	有形文化財（絵画）	船越
平成11年 2月	中山神社の大イチョウ	記念物（植物）	樽沢
平成11年 2月	増川八幡神社の棟札（延徳3年）	有形文化財（歴史資料）	増川
平成13年 2月	琴川のすげ笠	無形文化財（工芸技術）	琴川
平成13年 2月	天保のききん供養塔	有形文化財（歴史資料）	船越
平成14年 3月	近世紀行文「鹿の細道」「雄鹿紀行」	有形文化財（古文書）	（市教委）
平成16年 3月	地獄極楽図	有形文化財（絵画）	脇本
平成16年 3月	瑞光寺の大ケヤキ	記念物（植物）	北浦
平成17年 3月	魚類供養塚・八龍神信仰碑	民俗文化財（民俗資料）	船越
平成17年 3月	三輪神社宮殿	有形文化財（建造物）	浦田
平成18年 5月	須恵器系壺	有形文化財（考古資料）	（市教委）
平成18年 5月	検地帳	有形文化財（歴史資料）	（市教委）

指 定	名 称	種 別	所 在 地
平成19年3月	板碑（康永4年）	有形文化財（歴史資料）	鶯木
平成19年3月	幡（金幡）	有形文化財（歴史資料）	福米沢
平成19年3月	八龍神社・張切記念碑	民俗文化財（民俗資料）	払戸
平成20年3月	蝦夷錦九条袈裟	有形文化財（歴史資料）	船越
平成20年3月	蝦夷錦九条袈裟	有形文化財（歴史資料）	船川
平成21年3月	双六の船絵馬	有形文化財（歴史資料）	双六

【登録文化財】

指 定	名 称	種 別	所 在 地
平成10年9月	田沼家土蔵	国登録有形文化財	北浦
平成13年10月	旧男鹿市立加茂青砂小学校校舎	国登録有形文化財	加茂青砂
平成13年10月	旧男鹿市立加茂青砂小学校 屋内体操場	国登録有形文化財	加茂青砂
平成13年10月	男鹿真山伝承館	国登録有形文化財	真山
平成17年2月	森長旅館本館	国登録有形文化財	船川
平成17年2月	森長旅館離れ	国登録有形文化財	船川
平成17年2月	森長旅館土蔵	国登録有形文化財	船川

【主な事業計画】

事 業 名	事業主体	事 業 の 概 要
歴史民俗資料館建設事業	市	
脇本城跡環境整備事業	市	環境整備、保存管理、発掘調査
菅江真澄の道復元事業	市	標柱、説明版補修、探訪会
男鹿のなまはげ保存・伝承事業	市	なまはげ行事、ケデづくり講習
民俗行事保存会・文化財愛護団体補助事業	市	船越統人行事、脇本山どんと行事、福米沢送り盆行事、北浦の鹿島祭り等
ジオパーク構想事業	市	日本ジオパーク、世界ジオパーク認定
秋田船方節全国大会	市	